

平成 22 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久  
(コード番号：8113、東証第一部)  
問合せ先 執行役員 知財法務本部長 岩田 淳  
(TEL. 03-3451-5111)

## 当社子会社であるユニ・チャーム ペットケア株式会社株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

ユニ・チャーム株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 4 月 30 日開催の取締役会において、ユニ・チャーム ペットケア株式会社（東証第一部、コード番号：2059。以下、「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 22 年 5 月 6 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 22 年 6 月 16 日をもって終了いたしましたので、その結果について、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ユニ・チャーム株式会社  
愛媛県四国中央市金生町下分182番地

(2) 対象者の名称

ユニ・チャーム ペットケア株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17, 187, 375 株	8, 640, 800 株	一株

(注 1) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者の第 32 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(29,360,000 株)より、平成 22 年 4 月 30 日現在において当社が保有する自己株式数(10,840,000 株)及び同四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数(1,332,625 株)の合計数を控除したものになります。

(注 2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,640,800 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年5月6日（木曜日）から平成22年6月16日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,825円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,640,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（16,424,052株）が買付予定数の下限（8,640,800株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成22年6月17日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,424,052（株）	16,424,052（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券	—	—
株券等預託証券	—	—
合計	16,424,052	16,424,052
（潜在株券等の数の合計）	（—）	（—）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	108,400 個	（買付け等前における株券等所有割合 38.68%）
------------------------------	-----------	------------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	7,598 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.71%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	272,640 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.28%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	280,223 個	

(注1)「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしています。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第32期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の単元未満株式5,100株から、平成21年12月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式25株を控除した5,075株に係る議決権の数である50個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を280,273個として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成22年6月23日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ

(<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社公表の平成22年4月30日付「当社子会社であるユニ・チャーム ペットケア株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」「3.(1)本公開買付け後の方針等」に記載の内容から変更ありません。また、本公開買付けが当社の平成23年3月期通期連結業績に与える影響については、現在精査中であり、詳細が明確になり次第、速やかにお知らせいたします。

本公開買付けの結果、平成22年4月30日に公表した当社を存続会社、対象者を消滅会社とし、その対価として金銭を交付する吸収合併（効力発生日：平成22年9月1日。以下、「本合併」といいます。）は略式合併の要件を充足したため、対象者は、会社法第784条第1項に基づき、平成22年6月29日に開催予定の定時株主総会において、本合併に係る合併契約の承認決議は実施しないとのことです。

なお、上記のとおり本公開買付けが成立しましたので、当社は予定通り、平成22年6月24日に開催予定の定時株主総会において、本合併に係る合併契約の承認に関する議案を上程し、株主の皆様にお諮りする予定です。

本合併の日程は以下のとおりです。

当社定時株主総会開催日	平成22年6月24日
対象者株式整理銘柄指定	平成22年6月24日（予定）
対象者株式上場廃止日	平成22年7月25日（予定）
本合併の効力発生日	平成22年9月1日（予定）
本合併対価の交付日	平成22年10月29日（予定）

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ユニ・チャーム株式会社本社事務所(首都圏支店)

(東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## <その他の注意事項>

- 本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとし、本プレスリリースにおける当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。
- 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- 本公開買付けは、日本の法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続き及び基準は、米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項または第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。
- 本プレスリリースに含まれる全ての財務情報は米国の会計の基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、当社が米国外で設立された会社であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- 本公開買付けに関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- 本プレスリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以上